

防災ニュース No18

路上訓練を実施しました

野路自主防災組織事務局
平成23年3月1日
発行責任者 福井太加雄

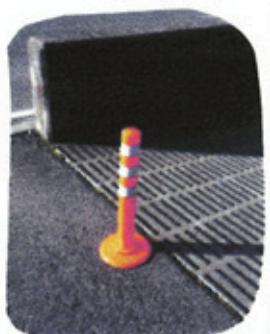
「自助・共助」の気持ちを抱き、自らが防火・防災に关心を常に持ち、有事に備えた防災意識の高揚を図るため、1月29日（土）蓮池グラウンド・憩いの家横路上で「路上訓練」を評議委員・女性消防隊・野路消防団・町役員・町民98名の参加のもと実施しました。

訓練内容は

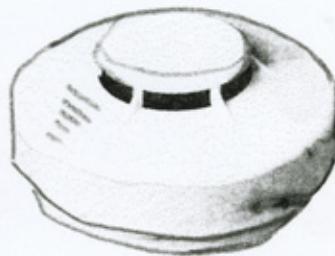
- ① 消火器の取り扱い、消火器等の確認を消防署の指導のもと実施
- ② 小型動力ポンプ車による放水訓練を評議委員が実施
- ③ 水消火器による放水訓練を参加者多数で実施
- ④ 南消防署員から講評をうけた



京滋バイパス野路北信号地下路入口付近に交通事故防止策としてカーブミラーが新設されました。
常に安全確認をし、事故防止に努めましょう。



住宅用火災警報器設置のすすめ



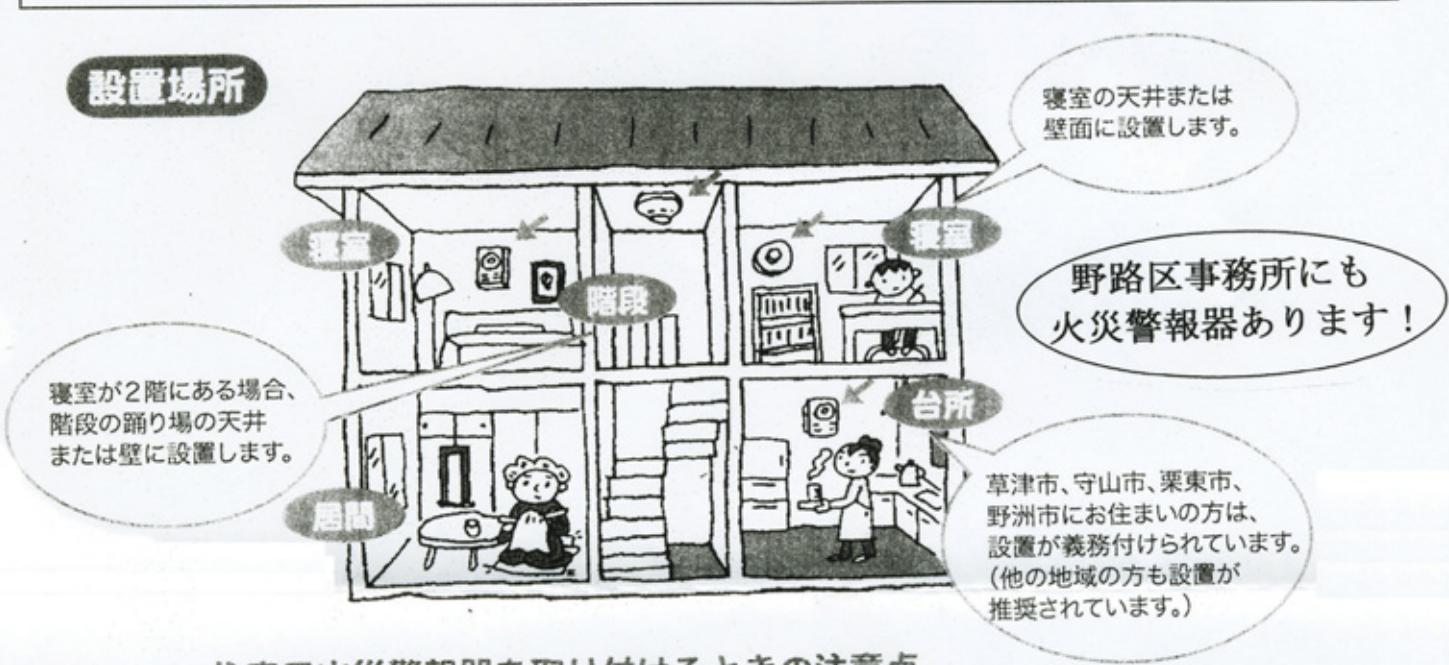
◎一部地域で義務化がスタートしました

住宅火災で亡くなられた方の約6割が逃げ遅れによるものです。その予防には火災の早期発見が大変重要であるため、平成16年6月に消防法が改正され、市町の条例で住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

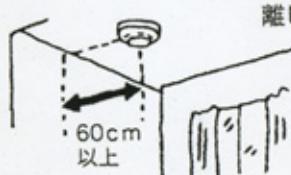
住宅用火災警報器は、火災をいち早く感知し警報音を鳴らすもので、その設置の有無によって死亡率で約3倍の低減効果が認められています。

(平成16年版白書参照より)

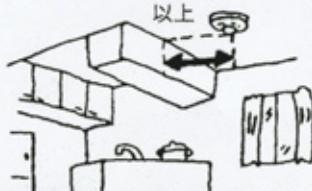
設置場所



天井の場合



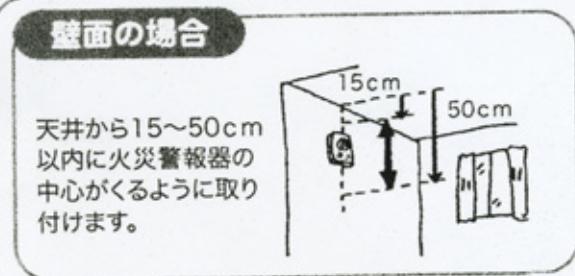
火災警報器の中心を
壁から60cm以上
離します。



梁がある場合は、火災
警報器の中心を梁から
60cm以上離します。



エアコンや換気扇の
吹き出し口から
1.5m以上離します。



天井から15~50cm
以内に火災警報器の
中心がくるように取り
付けます。

ご注意を問うに
悪質警報器!